

## 序章 調査の目的

### 序-1 調査の目的

北方領土返還要求運動において、これまで中心的な役割を担ってきた元島民を始めとする関係者の高齢化が進む中、今後一層運動を強化していく上で、新たな担い手の発掘、育成、支援が重要であるとともに、北方領土問題に関する理解と関心の浸透を図ることが求められている、特に、次代を担う若い世代に対して、北方領土問題への関心を高め、且つ、理解を深めてもらうための重点的な啓発が必要である。

このため、平成 22 年度においては、教育関係者、旅行代理店及び北方領土隣接地域関係者等に対するヒアリング調査や現地調査等を実施するとともに、有識者等からの意見を踏まえつつ、北方領土隣接地域への修学旅行を通じた参加・体験型プログラムの利用活性化の取組について、検討を行ったところである。

平成 23 年度の調査においては、北方領土隣接地域の 1 市 4 町、各都道府県に設置されている都道府県民会議、学校の教育者を中心として活動している教育者会議等の協力を受けつつ、修学旅行等として北方領土隣接地域への来訪が高いと見込まれる誘致対象（学校関係者や窓口となる旅行代理店等）を洗い出すとともに、誘致対象のニーズ等の分析、旅行代理店等への説明会、誘致対象校への訪問及びモニターツアーの実施などの直接的な働きかけを行うことにより、北方領土隣接地域に訪れる修学旅行等の拡充を図り、北方領土について学習してもらうことを目的とする。

### 序-2 委員会の設置

本調査を進めるにあたり、「北方領土学習を取り入れた修学旅行等拡充検討委員会」を設置し、委員それぞれの専門分野の視点に基づいた助言を得つつ調査を実施した。

#### 序-2-1 委員会設置要綱

委員会設置要綱は次のとおり。

## 北方領土学習を取り入れた修学旅行等拡充検討委員会設置要綱

(設置目的)

### 第1条

内閣府の委託を受け、株式会社三菱総合研究所は、北方領土隣接地域に訪れる修学旅行等の拡充を図り、北方領土について学習してもらうことを目的に「北方領土学習を取り入れた北方領土隣接地域への修学旅行等拡充調査（以下「本調査」という。）」を実施する。

本調査を効果的に遂行するため、北方領土学習を取り入れた修学旅行等拡充検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本調査の遂行に関して、株式会社三菱総合研究所に対して指導、助言を行う。

(委員会の体制と任期)

第3条 委員会は、外部有識者4名及び北海道の職員1名をもって構成する。

2 外部有識者の委員は、本調査の目的を達成するに十分な知識・経験を有する者を内閣府との協議のもとに株式会社三菱総合研究所が委嘱する。

3 北海道の職員の委員は、内閣府において選定を行い、株式会社三菱総合研究所が委嘱する。

4 委員長は、外部有識者の中から内閣府との協議のもとに株式会社三菱総合研究所が任命する。

5 委員長は、会務を総括し委員会を代表する。

6 委員の任期は、平成24年3月30日までとする。

7 委員は、委員会の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(開催)

第4条 委員会の会議は、内閣府との協議のもと株式会社三菱総合研究所が招集し開催する。

2 委員会の会議は、非公開とする。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、株式会社三菱総合研究所において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 序-2-2 委員会名簿

委員会の名簿は以下のとおり。

○川上 和久	明治学院大学	副学長（学長室）・法学部教授
坂本 昌彦	株式会社 北海道ネイチャーセンター	代表取締役社長
宍戸 学	横浜商科大学	商学部貿易・観光学科 准教授
谷内 紀夫	北方領土対策根室地域本部	北方領土対策室長
三浦 修一	横浜国立大学教育人間科学部附属教育デザインセンター	主任研究員

(50音順)  
○：委員長

